

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日時 令和5年6月21日（水）午前9時25分から午前11時28分まで

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

高橋委員長 五十嵐委員 竹内委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長
情報通信部長 首席監察官 サイバーセンター長 警察学校長 警備部管理官
交通部管理官 交通規制課長 運転管理課聴聞官 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 110番通報受理状況について（令和5年5月末）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「緊急の対応を要しない通報が重なると、必要な通報の受理への支障が懸念される。」と意見があった。

イ 捜査特別報奨金対象事件の再広告等について

警察本部から、上記の件について報告があった。

ウ 刑法犯の認知・検挙状況について（令和5年5月末）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「当県では特殊詐欺が前年に比べて減っているとのことだが、これは、これまでの対策の成果だと思うので、引き続きお願いしたい。」と意見があった。

エ 夏の県民交通安全運動の実施について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「先日、他県において大学生同士の自転車事故が報道されていた。自転車の交通安全意識の向上は大事なことなので、取組をお願いしたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

イ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に係る処分基準（案）に係る意見提出制度の実施結果について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

- ウ 道路交通法改正に伴う処分基準の設定について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- エ 処分基準の改定について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- オ 群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規程について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- カ 群馬県公安委員会公印管理規程の一部を改正する規定について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- キ 群馬県道路交通法施行細則の一部改正について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- ク 行政処分の意見聴取結果について
警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案8件の意見聴取結果及び4件の聴聞結果について説明があり、決裁した。
- ケ 警察法第60条第1項の規定に基づく特別派遣の中止について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。